

医療観察法通院処遇のモニタリング制度の開発
-医療観察法通院処遇中及び処遇終了後の医療・ケア体制に関する調査-

1. 研究の対象

2020年7月15日時点で医療観察法による通院処遇が終了して1年以上経過している方

2. 研究目的・方法

この研究は、医療観察法通院処遇を受けられた皆様の医療やケアの内容が、処遇の前後でどのような変化をしたかを調べるものです。これにより、通院処遇が終了された方がその後も適切な医療やケアを受け、社会復帰が一層促進されることを目的としています。

通院処遇を受けられた皆様の医療やケアの情報は、指定通院医療機関の医療者にお尋ねしますので、対象者の方に直接お尋ねすることはありません。

研究期間：倫理委員会承認後～2022年3月31日

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：性別、年代、対象行為、診断、通院処遇中及び終了3か月後・12か月後の医療サービス、問題行動等、回議等の有無・頻度 等

4. 外部への試料・情報の提供

代表機関へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当院の研究責任者が保管・管理します。

5. 研究組織

研究代表機関

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院
第二精神診療部 部長 平林 直次

共同研究機関

全国指定通院医療機関

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内

資料 4

で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

研究責任者：

川崎市立川崎病院 精神神経科

ケースワーカー 寺崎 知子

住所：川崎市川崎区新川通 12-1

電話：044-233-5521(代)

-----以上